
一般社団法人
TXアントレプレナーパートナーズ
運営規則

| | | | | |
|-------|-----|-----|---|---|
| 平成24年 | 10月 | 1日 | 作 | 成 |
| 平成25年 | 3月 | 6日 | 変 | 更 |
| 平成26年 | 4月 | 2日 | 変 | 更 |
| 平成27年 | 1月 | 13日 | 変 | 更 |
| 平成29年 | 4月 | 12日 | 変 | 更 |
| 平成30年 | 4月 | 3日 | 変 | 更 |
| 令和3年 | 8月 | 2日 | 変 | 更 |
| 令和5年 | 4月 | 1日 | 変 | 更 |

運 営 規 則

【第1章 総則】

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人TXアントレプレナーパートナーズの運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

【第2章 会員】

(会員の種別)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) アントレプレナー会員

TEP のエコシステムによる支援を通じて、技術のビジネス化やその成長を目指すスタートアップやアントレプレナー（起業予定者等）の皆様。プレゼン会への登壇機会や個別メンタリング、エンジェルによる出資検討のほか、TEP による各種イベント案内や行政等からの支援情報も提供される。

(2) メンター会員

TEP の趣旨や事業にご共感頂き、TEP のエコシステムの一員として、シード・アーリー期のスタートアップに対し、事業の成長に向けたメンタリング、専門的知識に裏付けられたアドバイス、ハンズオン支援を前提としたエンジェル投資活動、その他企業経営における多角的な課題解決の支援、専門知識を活かしたレクチャー、TEP の各事業へのご協力を通じてスタートアップをご支援頂ける個人の皆様。

(3) コーポレート会員

TEP の目的や事業にご共感頂き、TEP のエコシステムの一員として、プレゼン会を通じてスタートアップとの連携・協業・投資などの機会に繋げて頂いたり、TEP の支援企業に対して専門的観点からアドバイスや相談等に応じて頂いたりすることで、スタートアップをご支援頂ける法人組織の皆様。

(入会・会員承認委員会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込フォームまたは入会申込書を本会に提出し、会員承認委員会にて承認を得なければならない。会員承認委員会は、理事会が任命する2名以上で構成されるものとする。

(会費)

第4条 各会員は、会の運営のため、以下のとおり会費を納入しなければならない。なお、会費の期間は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(1) アントレプレナー会員

入会金、年会費は無料とする。

(2) メンター会員

入会金は2,000円とし、年会費は24,000円（途中入会の場合は月額2,000円）とする。

(3) コーポレート会員

入会金は1万円とし、年会費は36万円（途中入会の場合は月額3万円）とする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 年会費を6か月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第6条 会員は、本会に退会の通知を行うことで、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、本会はこれを除名することができる。

- (1) この規約や本会のその他の規定等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第8条 本会にすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

【第3章 役員、組織】

(役員の種類)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 3名以上 (※代表理事を含む)
- (3) 監事 1名

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。事務局は本会の事務全般を行う。

(ワーキンググループ)

第11条 本会における個別の活動については、会員有志によるワーキンググループ方式を取ることにする。なお、ワーキンググループを組成するにあたっては、書面にて理事会の事前承認を得るものとし、その設置が承認された場合のみ活動が可能なものとする。また、ワーキンググループには、それぞれに代表責任者を置き、適宜理事会へも情報共有するものとする。

(顧問)

第12条 本会の運営に寄与するため顧問を置くことができる。顧問は理事会の決定に基づき代表理事が任命し、本会全般に対するアドバイスを行う。

(アドバイザーボード)

第13条 TEPの目的や事業にご共感頂き、TEPのエコシステムの一員として、本会の活動に対する人的協力、情報提供、ネットワーク紹介などで協力連携し、本会の効率的、効果的な運営についてアドバイスを行う地域行政、公的支援機関、公的研究機関等の皆様を、アドバイザーボードとして位置づけることができる。

(プロジェクトパートナー)

第 14 条 TEP の目的や事業にご共感頂き、TEP のエコシステムの一員として、主に個別の連携事業（オープンイノベーション関連、イベント連携、等）を通じて、スタートアップ企業への支援（メンタリング、ビジネスプラン構築、等）または、スタートアップのエコシステム醸成に係る取り組みを共同して行う法人組織の皆様を、プロジェクトパートナーとして位置づけることができる。

(パートナー拠点)

第 15 条 本会の創業支援活動において有効と考えられる拠点（オフィス）の連携利用や現地情報提供等が可能な国内外のパートナーを、パートナー拠点として置くことができる。

【第 4 章 会計】

(事業計画)

第 16 条 本会の事業計画は、毎事業年度ごとに各理事が作成し、理事会の承認を得る。

(事業報告および決算)

第 17 条 本会の事業報告および決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに理事および事務局が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

【第 5 章 その他】

(規則の変更)

第 18 条 この規則に定めのない事項およびこの規則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(内規)

第 19 条 この規則に定めのない事項として、会員ごとに内規のある場合は、各会員はその内容に従った活動を行わなければならない。

以 上